

2020年（令和2年）4月3日

村岡地区にお住まいの皆様へ

市民センター・公民館、地域市民の家及び市民図書 室の利用について

新型コロナウイルスの新規感染者数が都市部を中心に急増している現状と、4月1日に発表された専門家会議の提言を踏まえ、4月4日（土）から30日（木）まで（予定）、市民センター・公民館及び地域市民の家の貸室、並びに市民図書室の利用を次のとおり休止いたします。

- 1 市民センター・公民館の貸室業務および共用スペースの利用を休止します。（市民センターでの証明の発行、市民税・保険料の納付、各種届出業務等窓口業務については、通常どおり行います。）
- 2 地域市民の家の利用を休止します。
- 3 市民図書室の予約資料の貸出と資料の返却以外の業務を休止します。

本市の公共施設の利用につきましては、今後の感染拡大の状況に応じて対応を変更する場合があります。最新の状況は、適宜、藤沢市ホームページをご覧ください。担当課にお問い合わせください。

利用者の皆様にはご不便、ご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

（お問い合わせ）

- 公民館に関しては、村岡公民館（電話：23-0634）へ。
- 市民センター・地域市民の家に関しては、市民自治推進課（電話：50-3516）へ。